

無理な早期帰還ではない、村民ひとりひとりの人間の復興プランを

弁護団共同代表 弁護士 海渡 雄一

政府は2015年6月12日「福島復興加速化方針」帰還政策を強く打ち出しました。飯舘村についても避難指示の解除の動きがあり、申立団は他の村内の団体と共同して避難指示解除に反対する意見を村に提出しました。しかし、避難指示の解除は国が決めることとして、責任ある対応がなされていません。

線量が下がり、戻れる環境が整い、農業が再開でき、生産物を消費者や家族みんなが喜んで食べてくれるなら、喜んで帰還したいと思う方々も多いことでしょう。しかし、村内のほとんどの地域は年間1ミリシーベルトをはるかに超える被ばくが避けられず、除染後の土壌の状況も営農を再開できるような状況にはありません。除染した土地もしばらくすると、徐々に線量が上がってくることは避けられません。避難指示を解除するためには、村民が安心して住み続けられるように、飯舘が生業の成り立つ状態に戻してもらわなければなりません。

この避難指示の解除は、損害賠償の打ち切り、住宅提供の打ち切りと連動しています。福島県は、6月15日福島第一原子力発電所事故後、福島県から避難している避難者に対する応急仮設住宅の供与期間に関して、避難指示区域（楡葉町、富岡町、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、飯舘村、南相馬市（一部）、川俣町（一部）及び川内村（一部））以外の地域から避難している避難者について、災害救助法に基づく応急仮設住宅の供与を2017年3月末で終了すると発表しました。

注意しなければならないのは、飯舘村などの地域についても、「避難指示の解除の見通しや復興

公営住宅の整備状況を見据えながら、今後判断」とされていることです。避難指示が解除されたら、次には賠償が打ち切られ、仮設にも住み続けることはできなくなるのです。福島県内の報道でも、この点は曖昧にしか説明されていません。

飯舘村にはまだ戻れない・当面は避難を続けるしかないという村民の選択は尊重されるべきです。村民の意見も聞かず、一方的に避難指示を解除し、応急仮設住宅の供与を終了し、賠償金の支払いも打ち切るとすれば、村民の意思は踏みにじられ、帰還を強制する結果となりかねません。避難者の生活状況や避難者の意思を無視して強制的に帰還を促したとしても、村民一人一人の復興は到底実現できません。

とりわけ、もともと不動産などを有していない方については、財物賠償も無く、生活の再建は極めて困難です。生活基盤の喪失に伴うまとまった慰謝料を勝ち取ることは、とりわけこのような条件の人たちの次の一步につながる重要な要求です。

紛争解決センターの手続きを通じて、このような要求の実現を強く求めていくとともに、飯舘村民が集団として、コミュニティとして回復と復興に歩み出せる具体的なプランを立て、アピールしていきましょう。

そのため、適切な場所に飯舘の村民がある程度の大きさの集落ごと転居し、長期にわたって安定した避難生活を続けられるようなコミュニティぐるみの復興プランを住民の話し合いの中から創り上げ、村政にも提案していく作業を申立団としても検討を始めましょう。

■5月9日～10日 飯舘村内訪問＋弁護士合宿

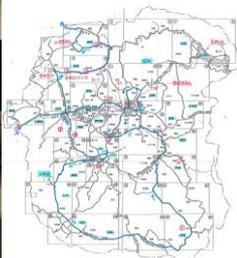
弁護士47名が参加して、弁護士合宿を行いました。9日には貸し切りバスで村内をめぐり、最新の状況を見学してきました。帰還困難区域に指定されている長泥についても、前・行政区長の杉下初男さんが同乗してくださることで立ち入りが実現しました。

10日には、申立項目に沿った研究班からのレポートをもとに議論を深め、一致団結してこのADR申立を進めていく土台固めをしました。当弁護士は、福島県、東京都をはじめ、仙台市、新潟市、高崎市、宇都宮市、那須塩原市、さいたま市、所沢市、横浜市の法律事務所に所属する弁護士によって構成されていますので、日頃の弁護士会議にはインターネットを用いた参加をお願いし、メーリングリストの活用と詳しい議事録で情報共有をしてきました。一堂に会しての議論は、待ち望んでいた機会でした。

参加くださり、生の声を聞かせてくださった申立人のみなさま、ありがとうございました。



9日11時半、福島駅西口から貸し切りバスに乗り込み、一路飯舘村へ。右は、10日の勉強会で発言する杉浦光一さん（穴原温泉）



前田の長谷川団長宅で記念撮影(9日)。地図の青い線が見学ルート。二枚橋から入り、南下して長泥、藤平、北上して役場周辺を見たあと12号線の周囲を巡り、前田、佐須を経由して霊山に抜けました

■6月2日 ADRセンターとの第1回進行協議

仲介委員が現地調査を検討中

昨年11月の申立以来、これまで書面での主張の

やりとりが続いてきましたが、対面での協議の場が初めてADRセンターにて開かれ、仲介委員、申立人側、東電側の3者が顔をそろえました。

申立人と東電の両方から意見を聞き判断するのは仲介委員ですので、この仲介委員に申立人の被害の実情を正確に知ってもらう必要があります。

私たちの申立は、その後8項目増えて、以下の14項目となりました。

(1) 申立書

- ① 東京電力の謝罪。
- ② 初期被ばく慰謝料300万円の支払。
- ③ 避難慰謝料の月額35万円に増額。
- ④ 「飯舘村民生活破壊」慰謝料として2000万円の支払い。
- ⑤ 「住居確保に関する賠償」について、無条件かつ賠償上限額を一括して支払うこと。
- ⑥ 弁護士費用の支払い。

(2) 追加申立（その1）

- ① 不動産（宅地・田畑・山林ほか）の評価基準を変更して増額すること。
- ② 農機具の評価基準を変更して増額すること。
- ③ 食費の増加分の賠償。
- ④ 水道代の増加分の賠償。
- ⑤ 交通費の増加分の賠償。
- ⑥ 家財道具を全損扱いにすること。
- ⑦ 井戸の賠償。

(3) 追加申立（その2）

ペット喪失の賠償。

進行協議での主なやりとりは以下のとおりです。

【ADR 仲介委員】 初期被ばくについては、国の避難指示の遅延の責任もあるのではないかと？

【弁護士】 因果関係は中断しない。国に責任があるとしても、被害者との関係では東電が全額賠償すべき（この点については、さらに、書面で主張を補充しました）。

【ADR 仲介委員】 避難慰謝料の増額は、飯舘村民に共通の事情に基づくものか、個別の事情に

基づくものか

【弁護団】 両方である。個別の積み上げも項目としてあげることは行う

【ADR 仲介委員】 「住居確保に関する賠償」その他の各請求は、申立人全員が対象ではないはずなので、請求人と請求金額を特定して欲しい。

【弁護団】 特定する。ただし、東電がすでに東電基準で賠償を行っている不動産、農機具等に関しては、申立人らは東電に対して詳細な資料を提出済である。これら提出済の資料については、必要に応じて東電から提出していただきたい。

【東電側】 拒否する。

(この点に関しては、センターに対して、東電に提出を促すよう、申し入れを行っています。

もともと、申立人らは、東電に資料を提出していること、東電側は、一覧にして保持しており、提出は容易であること、また、同種の事案で、センターにおいて、東電に対して提出させた先行事例もあります。)

【弁護団】 飯舘村の状況と避難生活の現状について、現地調査を是非、実施していただきたい。

【ADR 仲介委員】 検討する。については、どこを見て欲しいのか、現地調査行程表を作成して欲しい。飯舘村の状況と避難生活の現状等について、適当な映像や写真等を提出して欲しい。

これらセンターから要求された項目に対しては、一つ一つ丁寧に返答していく作業が必要です。今後、担当弁護士を通じて、資料の収集や追加の聞き取りをお願いしますので、その際は、よろしくをお願いします。

■ 6月22日 第2次申立を行いました 現在、3029名(776世帯)です

昨年11月14日の申立以降も、新たな申込者があり、6月22日に第2次申立を行いました。新規56世帯、家族申立人追加8世帯、合計194名分です。第1次申立人2835名(720世帯)と併せると、合計3029名(776世帯)という大きな申立団となりました。この数の力で、私たちの要求を実現させていきましょう。



進行協議終了後、記者クラブで結果を説明する申立団と弁護団

■ ご案内(弁護団からの報告会)

ADRの現状、避難指示解除の動きについて、弁護団から報告会を行います。是非、お誘いあわせでご参加ください。詳細については、弁護団事務局や、各地区の世話人さんにおたずねください。

7月26日(日) 午前9時 飯野学習センター

午後1時 松川第2仮設集会所

8月8日(土) 午前9時 南相馬労働福祉会館

午後1時 福島県青少年会館

8月9日(日) 午前9時 相馬農協研修センター

午後1時 伊達東交流館

(終了後、飯舘村民救済申立団の総会)

■ 弁護団からのお願い【重要】

センターに対して、私たちの要求を認めてもらうためには、今後、専門家の協力が欠かせません。幸いにして、私たちの申立は、糸長浩司さん(日本大学)、今中哲二さん(京都大学原子炉実験所)など、多くの専門家の協力を得られています。

こうした専門家が、適切な意見書を書いたり、今後の制度を考案したりするためには、どうしても、現場の生の声・情報に触れることが欠かせません。

そこで、弁護団では、弁護士が皆様から聞き取った個別事情について、専門家証人にも見ていただき、皆様の損害をより具体的に仲介委員に伝えるべく、理解を深めていただきたいのです。

もとより、皆様から聞き取った個別事情は、重要なプライバシーを含む、極めて機微な情報であることは、当然承知しております。専門家への開示は、申立を認めさせるために必要最小限度に絞るとともに、資料の管理には万全を期します。どうぞ、ご了解ください。

弁護士からの成果報告 似ている事例は解決できます！！

遠慮なく、担当弁護士か弁護団までご連絡下さい。

住んでいた事実を、東電に認めさせた！ 弁護士 千葉 恒久

住民票が村外にあることを理由にして、東電が支払いを拒否してきた避難慰謝料について、支払いを認めさせました。当弁護団の最初の解決事例です。

* * *

長く飯館村に暮らして来られた、ある方の避難慰謝料を、東電が支払い拒否していました。理由は「住民票が村にないから」。じつはこの方は、お子さんのために村外に土地を購入した際、住宅ローンを組んだ銀行から求められて住民票を移していたからです。「おかしい！」と、何度か東電に対して支払いを求めたし、行政区長さんに居住証明書を作ってもらい提出したのに、それでも東電は支払いに応じなかったそうです。

このため、私が代理人として交渉を引き継ぎ、改めて区長さんにご協力いただいて、村内での生活状況を記した陳述書を作成し提出した他、村内で農協関係の仕事をしていた状況を示す資料などを添え、「被災地変更の申立」をおこないました。その結果、東電もようやく飯館村内で被災したことを認め、避難慰謝料が過去に遡って支払われることになりました。

ADRに参加しても避難慰謝料はもらえます 弁護士 佐々木 学

東電が「避難慰謝料の直接請求支払い」を停止（拒否）していた件で、当弁護団が抗議を申し入れ、東電代理人から謝罪の回答を得ました。

* * *

未成年のお子さんと飯館村から避難されている方のお話ですが、期限が過ぎても東電から避難

慰謝料約1年分の支払いがないことが今年の4月半ばころに分かりました。

ご本人が東電の補償相談室出張所で確認したところ、「あなたはADR集団申立に参加しているので、その成り行きを見ないと、あなたとお子さんの分の避難慰謝料は支払えない。」と言われたそうです。

この方は、以前、就労不能損害分について、二重払いだとして東電から返還請求を受けていたことがあり、今回の支払い拒否は東電の「嫌がらせ」である可能性を私は感じました。このことを弁護団に報告したところ、弁護団として東電側の代理人と紛争解決センター宛に、文書で抗議と指導等を申し入れました（5月7日付）。

これに対して、東電側の代理人から、5月29日に文書で回答がありました。

この回答の中で、東電は、この方への支払いが遅れた理由については、支払い手続きをコンピューターから手作業に切り替えたためなどと言いついては、同時に「ADRが継続している方からの直接請求については、二重払い防止のため、当該ADRの進捗を確認したうえで支払い手続きを進めておりますが、この作業は通常、当日中もしくは翌営業日中には完了するものであり、このために直接請求に関するお支払いが滞ることはございません」と断言しました。最後に、「申立人様には不快な思いをさせてしまったことについて、重ねてお詫び申し上げますとともに、今後、このようなことがないように、改善に取り組む所存でございます」とお詫びの言葉で締めくくっていました。

今後、万一、東電からの「嫌がらせ」による直接請求の支払い拒否をされた方が出た場合、この東電からの回答を根拠にして、抗議を申し入れ、即時の支払いを迫ることもできます。

飯館村民救済弁護団ニュースNo.3

〒112-0012

東京都文京区大塚5-6-15ワイビル401

保田法律事務所 電話03-5978-3704

飯館村民救済弁護団

共同代表 弁護士 河合 弘之
同 弁護士 保田 行雄
同 弁護士 海渡 雄一
(発行責任者)
事務局長 弁護士 只野